

第 2 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録
会長 笹沼恭一は、令和 2 年 8 月 1 2 日午前 9 時 3 0 分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎 4 階中会議室に招集した。

出席委員（17名）

2 番 高 橋 基	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
10 番 安 藏 久 男	11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一
13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇	15 番 笹 沼 恭 一
16 番 関 成一	17 番 皆 川 晃	18 番 伊 藤 明 美
19 番 軍 地 美 代	20 番 高 安 幸 一	21 番 園 部 優
23 番 小 島 雄 一	24 番 外 岡 健 寿	

欠席委員（7名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飯 島 清 光	9 番 雨 谷 克 己
22 番 大 圖 金 雄		

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格証明願に対する承認について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻前ではございますが、本日出席委員の皆様は全員おそろいでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

先月の 20 日に第 1 回の総会が行われました。そして、本日第 2 回目ということなんですけれども、実質的には本日が体制が変わってから最初の農業委員会としての審議がされるわけであります。

本日出席されている中で、新たに農業委員になられた方が 7 名おります。昨今の農業行政については、非常に難しい時期に来ております。これからいろいろな角度で農業問題が取り上げられると思いますけれども、そういう中で、今期 3 年間、一緒に活動していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、最近 200 名以下で推移してきた全国の新型コロナウイルスの感染者が、本日朝の発表で 403 名、水戸市でも近場の居酒屋でクラスターが発生しておりますので、これからの会議も、3 密を防ぐべく、このような形で行われるものと思っております。

そういう中で、皆様にこれから審議をしていただくわけでありますけれども、総会の後に推進協議会もでございます。進行は替わりますけれども、時勢を踏まえ、会議はできるだけ短くしたいと思っておりますので、これからの会議は 9 時半から始めたいと思っております。

午前中に推進協議会まで終了するという考えでおりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第 2 回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 17 名です。欠席委員は 7 名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

2 番の高橋基委員、それから 4 番の立原清子委員、よろしくをお願いいたします。

初めに、追加議案がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 追加議案がございますので、お手元の「追加議案」と記載された用紙をご覧ください。

追加案件ですが、8月7日付で農地の公売参加の適格者証明願がありました。こちらの入札期日が9月1日ですので、9月の総会に諮ったのでは間に合わないことから、水戸市農業委員会総会案件の取扱要綱の第4条第1項第2号に基づきまして、総会招集日の3日前までに提出されたことに伴い、追加議案とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、議案を追加することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、追加することに決定いたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第2回総会の農地法許可申請に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が9件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が28件、相続税の納税猶予に係る適格証明願が2件、公売参加に係る適格証明願が1件でございます。こちらは審議総括表に反映されておりませんので、追加願います。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が10件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が23件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が2件、登記官等から地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして86件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項と第2項は関連がございますので、併せて事務局から説明をさせます。

事務局 第1項と第2項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第1項、第2項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は、自作地に近接し耕作に便利のため申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項と第6項は関連がございますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項と第6項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第5項、第6項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は、自作地に近接または隣接し耕作に便利のため申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番の高橋です。第6項につきましては、7番、飯島委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

ただいまの件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。下部農地へはサカキを作付予定でございます。申請地は広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番，浅井です。

この案件について調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

市村委員 議長，よろしいですか。

議 長 はい，どうぞ。

市村委員 13 番，市村です。

ただいまの案件につきまして，営農型太陽光発電設備の転用面積は柱の部分だけと
いうことでよろしいですか。

議 長 事務局。

事務局 市村委員のご質問についてお答えいたします。

営農型太陽光につきましては，あくまでも農地として耕作する上部に太陽光パネル
を設置し，発電事業を行うものでございます。転用面積としましては，議案書に載っ
ておりますとおり 0.59 平方メートル，0.23 平方メートルの合計 0.82 平方メートル
が，設置する支柱が農地に接する部分の面積です。

以上でございます。

議 長 市村委員，よろしいですか。

市村委員 はい。

議 長 ほかにはございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。下部農地へのサカキを作付予定でございます。申請地は広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

これは第1項と同様に、営農型太陽光発電の設備の支柱部分の転用です。調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。

以上です。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、議案第3号第24項と関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

また、申請地は令和2年4月に特定建築条件付売買予定地への5条転用許可を受けておりますが、申請者の変更により許可後の承継を伴う事業計画変更申請が提出されております。

なお、市の建築指導課から開発許可を受けております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局長 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されま

す。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。5番、今関委員の代理発言です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

この件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項と第7項は関連がございますので、併せて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第6項及び第7項でございますが、契約内容は、第6項が売買で、第7項が使用貸借であります。

第6項につきましては、受人は現在、アパートに住んでおりますが、手狭なので住家及び進入路を設けたい旨の申請であります。備考欄記載のとおり、有効宅地面積は430平方メートルであります。

第7項につきましては、建設予定の住宅の給排水管を埋設したい旨の申請でございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

第6項、第7項ともに調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と歯科医院があり、宅地等が連たんしていることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。備考欄記載のとおり、有効宅地面積は396平方メートルであります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17 番、皆川です。15 番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番, 高安です。5 番, 今関委員の代理発言です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21 番の園部でございます。

調査検討した結果, 隣接農業者に対してまだ太陽光発電設備の設置に関する説明がなされていないという段階であり, 許可相当と思われませんので, ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とは言えないとの意見ではありますが, 他の委員からご意見をいただきたいと思えます。

高安委員, どうぞ。

高安委員 20 番, 高安です。

今, 園部委員から説明がありましたが, ここに入る進入道路が狭く, 隣接の農地において農業を行うことへの大きな支障が出てしまうことが懸念されます。それだけではなく, 近隣の住民への説明もなく, 計画が進んでいるということもあり, 現時点では許可相当とは思われませんので, 保留というのが妥当ではないかと思えます。

議 長 ただいま高安委員から, 今回は保留にすることが妥当ではないかというご意

見でございますが、他の方がいかがでしょうか。どうぞ、浅井委員。

浅井委員 12番、浅井です。私は保留でもいいと思うんですが、担当委員が認められないと判断しているので、そこは農業委員会としてはどのように判断したらいいんですかね。一般的には、担当委員の意見が一番尊重されると思うんですが、どうでしょうか。

議 長 私もこの案件について伺ったんですけども、ただいま園部委員が発言したように、重要なことは、隣接農地への影響についての隣接農業者と太陽光発電設置事業者の調整ですね。どういうことかといいますと、1間道路くらいの狭い道路に面した隣に農地がありまして、その農地に入出入りするためには、ある程度の幅が必要です。しかし申請地の太陽光発電設備設置にあたり、フェンス等が設置されてしまうと、隣接農地に農耕者等が入出入りしづらくなってしまう可能性があります。この問題について、園部委員が太陽光発電設置事業者に聞き取りを行っているのですが、それに対する回答がなされていないそうです。

はい、園部委員どうぞ。

園部委員 ご説明いたします。

この申請地におきましては、1間道路に面しております。申請地の隣の農地を耕作している農家の方がいらっしゃるんですけども、その農地に入るには、1間道路から折れまして、3尺道を利用します。3尺道ですので、申請地が転用されてしまうとトラクターが入ることが不可能になってしまいます。今までは申請地の草地を利用して入っていたという状況です。こういう状況でありながら、その隣接の農家の方に対してまだ説明がなされていないのが現状です。

そして狭隘道路の場合、建築物でしたら、道路中心から2メートル後退して建てることとなりますが、太陽光発電設備の場合は、後退してフェンスを設置する決まりがないということですから、あくまでも事業者の善意によって後退する距離が決まることとなります。現段階ではそういう法律だそうなので、許可をする前に、そのようなところをきちんと相互に話し合いがなされていないと、農家の方がトラクターを利用する場合、その狭隘道路を利用して耕作することが不可能になってしまうということになります。

議 長 浅井委員、どうぞ。

浅井委員 12番、浅井です。内容についてはよく分かりました。

高安委員が言われているように担当委員の判断を尊重して保留とするのか、ですね。保留になる期間は大体1か月ですよね。来月にまた総会にかかるということですが、保留ということでしたら、私も賛成です。ただ、否決ということになれば、また事情は変わってくると思うんですが、いずれにしても担当委員の判断に私は賛成です。

議 長 それでは、園部委員、今回の本案件は保留とし、1か月後に再審議ということはどうでしょうか。

園部委員 それでお願いしたいと思います。隣接農地への影響は大きいですが、事業者から隣接地の農業者へ説明がされて、事業者と隣接地の農家、地域の人たちが了承すれば、また別だと思えますので、現段階では保留ということをお願いしたいと思います。

議 長 ただいま園部委員のほうで今回は保留ということをお願いしたいということなんですけれども、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ほかの方々は大丈夫ですか。

それでは、今回保留ということで、次回に再審議することに決定いたします。

それでは、次に第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と見料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番の関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれ、店舗が連たんしているので、農地区分は第 3 種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお，転用期間は 3 か月でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。9 番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、転用期間は3か月でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅
地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と思料されます。以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。9 番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項と 21 項は関連がございますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項及び第 21 項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は、自動車板金塗装業を営んでおりますが、第 20 項においては、事業拡大に伴い自動車整備工場を建設し、第 21 項においては、工場建設に伴い車両置場を設置したい旨の申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。この件につきまして、3 番渡邊委員の案件でございますけれども、代理発言いたします。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、転用期間は 3 年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われませんが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番，小島です。

この案件について調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われますので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，土地改良区域内の農地であることから，第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお，議案第 2 号第 3 項と関連であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番，外岡です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番，外岡です。22 番，大圖委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 26 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，河川や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番，外岡です。22 番の大圖委員の代理発言となります。

この件につきましても，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第 27 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 27 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。この件につきましても、22 番、大圖委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 28 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 28 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。この件につきましても、22 番、大圖委員の代理発言とな

ります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、議案の説明の前に、相続税の納税猶予について説明をさせていただきます。

納税猶予につきましては、市街化区域と市街化調整区域では条件が異なります。

まず、市街化区域の場合、相続した農地を今後20年間農地として相続人自らが耕作することにより、相続税が免除される制度です。一方、市街化調整区域につきましては、自作または経営基盤促進法、いわゆる利用権の設定により貸付農地も可能となりました。しかし、農地として利用する期間は終身継続となり、そのことにより納税が免除されることとなります。

また、適用を受けるには、相続発生時から10か月以内に申告せねばならないとされております。

それでは、第1項について説明いたします。

相続人は被相続人から農地を相続し、現在、農地として利用されており、納税猶予を受けるため、今回、相続人から適格者であることの証明願が提出されたものでございます。

なお、願出の土地は、市街化区域の農地が3,197平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、適格者と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から適格者であるという意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項について説明いたします。

相続人は被相続人から農地を相続し、現在、農地として利用されており、納税猶予を受けるため、今回、相続人から適格者であることの証明願が提出されたものでございます。

なお、願出の土地は、市街化区域の農地が7,040平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、適格者だと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から適格者であるという意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第5号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和2年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれ期間の設定については省略させていただきます。

各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきまして、田が2万4,527平方メートル、うち再設定1万

8,832 平方メートル，畑が 5 万 2,639 平方メートル，うち再設定 1 万 5,858 平方メートル，設定者 33 名，取得者 12 名，うち再設定の設定者 15 名，取得者 8 名でございます。

利用権設定年月日は，令和 2 年 8 月 20 日を予定しております。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

次に，議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙 2 をご覧ください。

では，議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和 2 年農用地利用配分計画書（案）について，集計表にて内容を申し上げます。

表の 1 段目から 3 段目，それぞれ期間ごとの設定については省略いたします。各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては，田が，再設定のみで 3 万 1,475 平方メートル，設定者 1 名，取得者 4 名でございます。

なお，設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は，令和 2 年 11 月 1 日に予定されております。

農用地利用配分計画（案）の一覧につきましては，次のページから記載してございます。

なお，以上につきましては，農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

議案第 6 号につきまして，説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、冒頭で追加議案としました農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、願出人は、宅地分譲をする目的で農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。市街化区域内にある農地であることから、農地法第5条第1項の規定による許可は不要で、農地法施行令第10条の規定による届出書を提出することにより許可が可能です。

なお、入札日及び開札日は令和2年9月1日でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし適格者と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧願います。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして第2回総会を閉会といたします。

慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時15分